

南九州市建設工事及び建設関連業務委託に係る最低制限価格の算定式の設定について  
(令和6年10月1日以降の公告及び指名通知分から適用)

本市が発注する建設工事及び建設関連業務委託に係る最低制限価格について、令和6年10月1日から下記のとおり算定することとしましたのでお知らせいたします。

●南九州市建設工事に係る最低制限価格の算定式の設定について

最低制限価格は予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額(K)に100分の110を乗じて得た額(ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額)とする。

$$K=A+B+C+D$$

A：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

B：共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額

C：現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額

D：一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

※ A, B, C, Dのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が乗じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。

●南九州市建設関連業務委託に係る最低制限価格の算定式の設定について

1 対象業務と最低制限価格の設定割合

- ・ 測量業務 (10分の8.2)
- ・ 建築関係・土木関係の設計業務 (10分の8.1)
- ・ 補償関係コンサルタント業務 (10分の8.1)
- ・ 地質調査業務 (10分の8.5)

2 最低制限価格は、予定価格に上記1の制限割合を乗じて得た額とし、1円未満の端数が乗じた場合はこれを切り捨て1円単位とします。

なお、複数の積算基準の業種からなる最低制限価格の算定については、次のとおりとします。

- ・ 測量・設計業務の場合、測量業務価格に10分の8.2を乗じた額と設計業務価格に10分の8.1を乗じた額の合計額を最低制限価格とします。
- ・ 地質調査業務と解析等調査業務の場合、解析等調査業務は地質調査業務として取り扱い、地質調査業務価格と解析等調査業務価格の合計額に10分の8.5を乗じて得た額を最低制限価格とします。